



平成 25 年 5 月 14 日

機械式立体駐車場の所有者および管理者 各位

IHI運搬機械株式会社
株式会社 IHI扶桑エンジニアリング

機械式立体駐車場の安全対策の強化について（お願い）

拝啓 平素は当社グループの機械式立体駐車場をご愛顧賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年 8 月 23 日に公益社団法人立体駐車場工業会から機械式立体駐車場の所有者、管理者、利用者の皆様へ向けて、『機械式立体駐車場の安全対策の強化について』の通知が発行されました。

本通知によりますと、同工業会は機械式立体駐車場の技術基準の内容の見直しを実施するとともに、「既設の駐車場についても、同様の措置を管理者等に要請する」ことに取り組むことを表明しております。

当社グループといたしましては、これに基づき対象機種である「昇降・ピット式の機械式立体駐車場」および「エレベータ方式の機械式立体駐車場」の所有者または管理者の皆様に、添付のとおり安全対策の強化に関する「お願い」をさせていただき次第です。

所有者の皆様におかれましては、本お願いについてご検討をお願い申し上げます。また、管理者の皆様におかれましては、所有者の方へ本お願いの趣旨をお伝えいただきますようお願い申し上げます。

今後とも安全・安心にお使いいただける製品をお届けするよう尽力してまいりますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

敬 具

添付資料

1. 『昇降・ピット式の機械式立体駐車場における安全対策の強化内容』
2. 『エレベータ方式の機械式立体駐車場の安全対策の強化内容』

* 本件のお問い合わせは、IHI 運搬機械株式会社 ホームページに掲載しております担当サービスセンターまでお願いいたします。

【昇降・ピット式の機械式立体駐車場における安全対策の強化内容】

- I. 昇降・ピット式の機械式立体駐車場の乗り込み面への前面ゲートの設置。
- II. 前面ゲートの設置が困難な場合は、侵入検知センサーを設置。
- III. 周囲に柵がない場合には装置の周囲に柵(高さ：1.8 m)の設置。

1. 安全対策の強化に対して検討が必要な項目

(1) 前面ゲート設置に関して、次の項目に対して検討が必要になります。

- ① 前面車路幅の確保について
- ② 操作時間の増加について
- ③ 操作手順の増加について
- ④ 柱の基礎工事、側溝・ロードヒーティング等の移設、障害物撤去等の付帯工事について
- ⑤ 代替え駐車場について
- ⑥ 前面ゲートの設置費用について

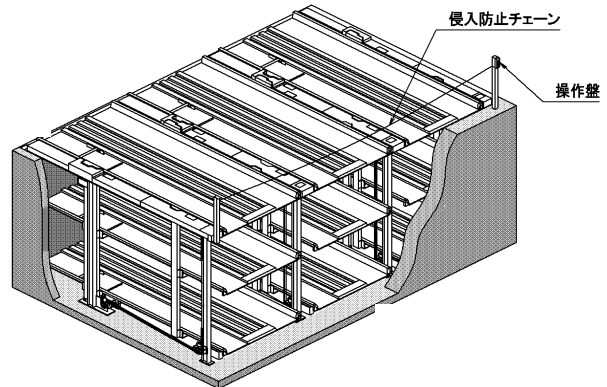
(2) 前面ゲートの設置が困難な場合、侵入検知センサーの設置に関しては、次の項目の検討が必要になります。

- ① 駐車装置の稼働中の停止について
- ② 代替え駐車場について
- ③ 侵入検知センサーの設置費用について

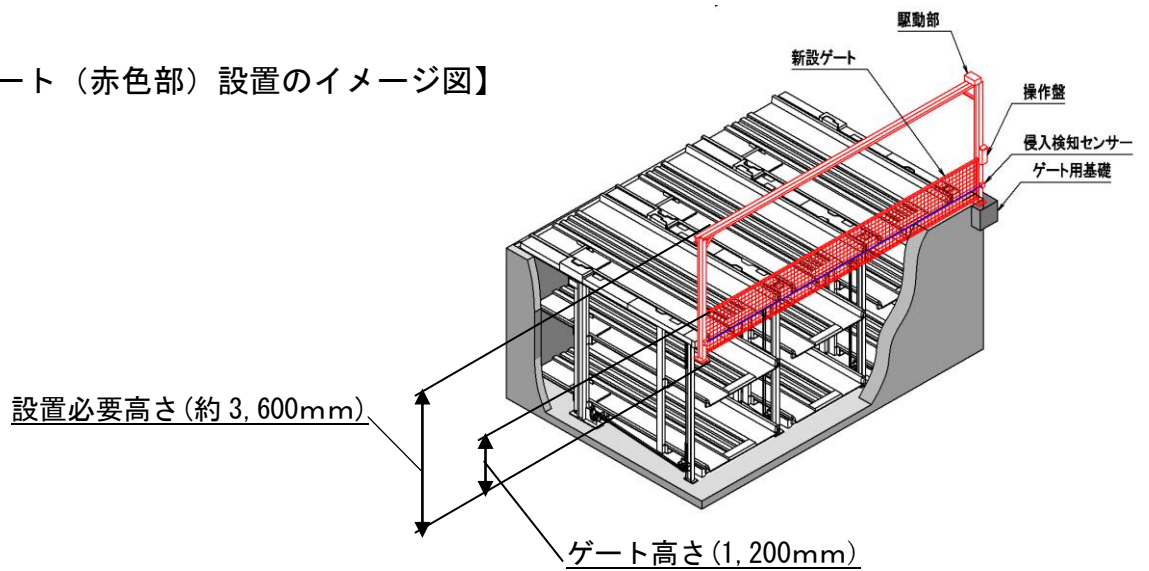
2. 前面ゲートおよび侵入検知センサーの設置概要図

(次の図はすべてイメージ図です。周囲フェンスを記載しておりませんが必ず必要です。)

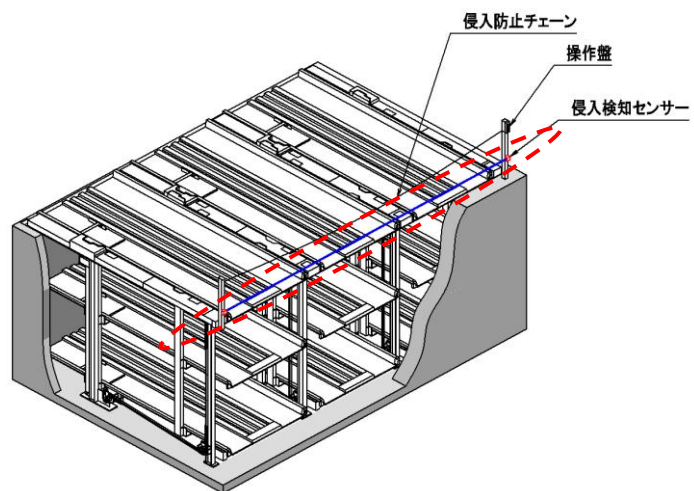
【現状のイメージ図】



【前面ゲート（赤色部）設置のイメージ図】



【侵入検知センサー（青色部）のイメージ図】



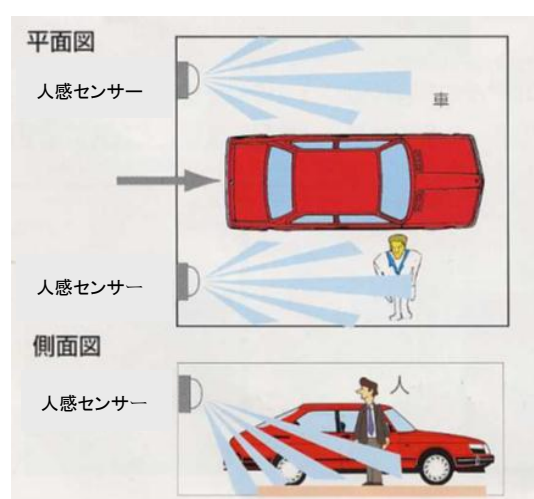
【エレベータ方式の機械式立体駐車場における安全対策の強化内容】

機械式立体駐車場の操作にあたっては駐車場乗降室内の無人を確認することを取扱者（専任の操作員または利用者）の遵守事項としていますが、必ずしも徹底されていない状況が見受けられます。

乗降室の無人確認の補助手段として人感センサーの設置をお願いいたします。

＜人感センサー＞

人感センサーは壁、床などの物体から放射される遠赤外線エネルギーと人間の体温から放射される遠赤外線エネルギーとの差を検知します。（車内の検知はできません。）



* 注意 *

- ・ 人感センサーは補助手段であり、取扱者になり代わって乗降室内の無人を確認するものではありません。
- ・ 駐車装置を運転操作する場合は、取扱者自身にて乗降室内の無人確認を行なう必要があります。